

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。

## Contents

- 新型コロナウイルス感染症の対応について
- 高収益作物次期作支援交付金の公募が始まります
- 毎年6月は「食育月間」です
- 園芸施設共済の補償が拡充されます(令和2年9月)



三連水車(朝倉市)

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

**令和2年度第2次補正予算が成立(6月12日)し、支援策がさらに拡充!**

農林水産関係では、総額658億円を措置。併せて、現場の実情を踏まえ、第1次補正予算等の運用改善も同時に実施しています。

農林漁業者や食品産業の皆様に対する支援のうち一部を紹介します(他省庁の支援策も含む)

### ★ 売上げが減少し、資金繰りに困っている

#### 《 持続化給付金(経済産業省) 》

売上が前年同月比で50%以上減少している農業者、農業法人、中小企業等を支援



#### 給付額の上限

法人は200万円、個人事業主は100万円

#### 申請期間

令和2年5月1日～令和3年1月15日

### ★ 生産現場で労働力を確保したい

#### 《 農業労働力確保緊急支援事業 》

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体が、「代替人材を雇用」、農作業の委託、「人材派遣を活用」した際の掛増し経費を支援



#### 支援内容

- 代替人材雇用分掛かり増し経費
  - ・交通費(3万円/月以内) ・宿泊費(6,000円/泊以内)
  - ・保険料(実費) ・労賃(500円/時間以内(10時間/日))

#### 対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日

#### 代替人材の基本的要件

農業経営体と雇用契約を締結すること。

### ★ 経営の維持を図りたい

#### 《 経営継続補助金 》

感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者(個人、法人(常時従業員数20人以下))の取組を支援



#### 補助額の上限

単独申請で150万円、グループ申請で1,500万円

#### 公募スケジュール

1次:6月29日～7月29日 (2次以降は未定)

### ★ 畜産・酪農の事業を継続したい

#### 《 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業 (ALIC事業) 》

肉用子牛の全国平均価格(月別)が発動基準を下回った場合に、経営改善に取り組む生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金(1万円/頭又は3万円/頭)を交付



### ★ 野菜・花き・果樹・茶等の次期作の作付け等に対する支援

#### 《 高収益作物次期作支援交付金 》

⇒ ⇒ 裏面にてご紹介します ⇒ ⇒



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策(農林水産省HP)

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/support.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html)



《 農林水産関係の相談窓口 》  
九州農政局企画調整室

他にも支援策を用意しておりますので、HP等でご確認ください。

連絡先:096-300-6010 096-300-6469

## 高収益作物次期作支援交付金の公募が始まります

外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

### 支援内容は

種苗等の資材購入や機械レンタル等  
新品種の導入や新たな販売契約に向けた取組

- ・一般:5万円/10a
- ・施設果樹:25万円/10a
- ・施設花き等:80万/10a
- ・花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する生産者に対して追加支援(2,200円/1人・1日)



高収益作物次期作支援交付金(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html>

### 支援対象となる生産者の要件は

・令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者(5月20日現在※)

※5月以降の当該要件は、第2回公募以降において追加

・収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は加入を検討する生産者

### 事業実施主体は

受益農家が3戸以上の、協議会、県再生協議会、地域再生協議会、農協連、農協、公社、農業者の組織する団体、特認団体

### 公募期間は

第1回目: ~~令和2年5月20日～6月2日~~ 終了しました

第2回目: 令和2年6月下旬開始予定

第3回目: 令和2年7月開始予定

第4回目以降: 随時

## 毎年6月は「食育月間」です

食育月間では、国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図ることとしています。

農林水産省主催の「第4回食育活動表彰」にて、**北九州市立大学 地域共生教育センター『食』から学ぼうプロジェクト**がボランティア部門の大学等の部にて【消費・安全局長賞】を受賞しました。

### ※ 食育推進全国大会

《第15回大会(6/27～28)は中止となりました》

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、感染拡大の防止の観点から開催中止となりました。

《第16回大会の日程が決定しました》

日時: 令和3年6月26日(土)～27日(日)

会場: 岩手産業文化センターアピオ(岩手県滝沢市)

普段の食生活を振り返ってみませんか!



「食育の推進」(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/index.html>



## 園芸施設共済の補償が拡充されます(令和2年9月)

	現在	令和2年9月拡充
補償額	新築時の資産価値の <b>8割</b> (耐用年数超過後は6割)が上限	<b>10割</b> まで補償 する特約を追加
損害額	<b>3万円</b> (又は共済価額の5%)を 超える場合に補償	<b>1万円</b> を超える場合から 補償することが可能

加入、お問合せは農業共済組合へ

農林水産省は、台風前の6月と降雪前の11月を「災害に強い施設園芸づくり月間」として設定し、

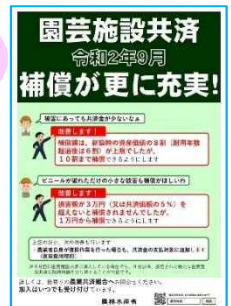
①被害防止に向けた技術指導の徹底、

②災害への備えとしての園芸施設共済及び収入保険への加入促進を重点的に行っています。



農業保険(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>



【お問合せ先】九州農政局福岡県拠点地方参事官室  
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261(代表)  
<http://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>